

富士市ゼロカーボンシティの実現に向けたパートナーシップ協定実施要領

(目的)

第1条 この要領は、富士市ゼロカーボンシティの実現に向け、事業者の自主的な取組を促進するため、市と事業者との連携に関する協定を締結するために必要な事項を定める。

(対象事業者等)

第2条 協定は、市内に事業所又は支店（営業所等を含む）を有し、ゼロカーボンシティの実現に向けて、市と相互に協力して取組を推進する事業者及び団体等と締結するものとする。

(協定の申込)

第3条 協定を締結しようとする事業者等は、市に「富士市ゼロカーボンシティの実現に向けたパートナーシップ協定」申込書（様式第1号）を提出するものとする。

(協定の締結)

第4条 市は、申込書の提出があった場合には、書類の審査等を行い、不備が認められない場合には、協定を締結する。

2 協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、本協定の有効期間が満了する1か月前までに、市又は事業者等が書面により申出を行わないときは、有効期間が満了する翌日から1年間更新され、その後も同様とする。

(広報等)

第5条 市は、事業者等の名称や取組内容について市ウェブサイト等で紹介するとともに、国や県に紹介するよう働きかけるほか、市が実施する環境啓発に関するイベントにおいて発信の場の提供等の協力を行う。

(目標の公表と削減成果の報告)

第6条 協定を締結した事業者等は、温室効果ガス排出量の削減目標の公表をしなければならない。なお、公表の方法は、事業者等のウェブサイト为原则とし、ウェブサイト以外で公表する場合は、事前に市と協議の上、定めるものとする。

2 協定を締結した事業者等は、協定を締結した翌年度以降、有効期間の間は、毎年8月末までに、温室効果ガス排出量の削減成果を「温室効果ガス排出量削減成果報告書」（様式第2号）により、市へ報告しなければならない。

(協定の解除)

第7条 市は、協定を締結した事業者等が、次の各号のいずれかに該当する場合には、協定を解除することができる。

(1) 法令に違反した場合

(2) その他協定を締結するのに適当と認められなくなった場合

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

(施行期日)

1 この要領は、令和5年6月28日から施行する。

(様式第 1 号)

年 月 日

「富士市ゼロカーボンシティの実現に向けたパートナーシップ協定」申込書

富士市長 様

住所

事業者等の名称

代表者の職 氏名

次のとおり、「富士市ゼロカーボンシティの実現に向けたパートナーシップ協定」を申し込みます。

所在地		
業 種 (事業内容)		
「地球温暖化対策の推進に関する法律」に係る報告書* ¹ の提出を要する事業者等	該当 ・ 非該当	
「静岡県地球温暖化防止条例」に係る報告書* ² の提出を要する事業者等	該当 ・ 非該当	
協定事項 (※)	1. 温室効果ガス排出量の削減目標の公表に関すること。	
	2. 温室効果ガス排出量の削減成果の報告に関すること。	
	3. その他ゼロカーボンシティの推進に関すること	

*¹ 「温室効果ガス算定排出量等の報告書」

*² 「温室効果ガス排出削減報告書」

※ 必要に応じて行を追加してください。

※ 会社案内等、事業者の事業内容がわかる資料を添付してください。

(様式第 2 号)

年 月 日

温室効果ガス排出量削減成果報告書

富士市長 様

住所

事業者等の名称

代表者の職 氏名

次のとおり、「富士市ゼロカーボンシティの実現に向けたパートナーシップ協定」に係る温室効果ガス排出量の削減成果を報告します。

前々年度温室効果ガス排出量 (前年度温対法* ³ 報告値)	t-CO ₂
前年度温室効果ガス排出量 (当年度温対法報告値)	t-CO ₂
削減量 (%)	
備考	

*³地球温暖化対策の推進に関する法律

※ 備考には温室効果ガス排出量の推移の要因となった主な取組及び出来事を記載してください。

※ 参考となる資料等があれば添付してください。